

学校法人 山野学苑 寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人山野学苑と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都渋谷区代々木1丁目53番1号におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 1 山野美容芸術短期大学 美容総合学科
- 2 山野美容専門学校 美容専門課程
美容高等課程
- 3 山野医療専門学校 柔道整復専門課程
- 4 山野日本語学校

2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 1 貸室業
- 2 席貸業
- 3 美容業
- 4 駐車場業
- 5 医療保健業

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人には、下記の役員をおく。

- 1 理事 9人
- 2 監事 2人
- 3 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とし、理事の互選によりこれを定める。

(理事会)

第6条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

2 理事会は、理事長が招集する。

3 理事会に議長をおき理事長をもってあてる。

4 理事長は、理事の3分の1以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

6 理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除く外、理事の過半数で決する。

(議事録)

第6条の2 理事会を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員現在数

(3) 会議に出席した理事氏名（書面による表決者及び表決の委任者を含む。）

(4) 議決事項

2 議事録には、議長及び出席理事が署名押印しなければならない。

3 本条の規定は、評議員会を開催した場合に準用する。

(理事長、副理事長の職務)

第7条 理事長は、法令及び寄附行為に規定する業務を行い、この法人内部の事務を総括し、この法人を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

(理事の代表権の制限)

第8条 理事長たる理事以外の理事はこの法人の行う業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理又は代行)

第9条 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長が理事長の職務を代行し、又は理事長の職務を行う。

(理事の選任)

第10条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の学苑長

(2) この法人が設置する短期大学の学長及び専門学校の校長

(3) 評議員のうちから評議員会の意見により理事会で選任された者2人

(4) この法人に縁故ある学識経験者、又は功労者の中から、前3号に規定する理事の過半数により選任された者4人

- 2 第1項第1号、第2号及び第3号に規定する理事は、学苑長、学長、校長、又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 3 第1項第1号に定める学苑長、第2号に定める短期大学の学長及び専門学校の校長の職務を兼ねるときは、第5条第1項第1号の理事の定数1名又は2名を減ずることができるものとする。

(学苑長の設置)

第10条の2 この法人に学苑長をおく。

- 2 学苑長は、理事会において選任する。
- 3 学苑長の任期は四年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 学苑長は、学苑の創設者又は後継者の中から選任する。

(学苑長の職務)

第10条の3 学苑長は、この法人の設置する学校の教育を総括する。

(顧問)

第11条 本法人に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、本法人に特別功労があった者のうちから理事会が委嘱する。
- 3 顧問は、本法人の業務について理事長の諮問に答える。
- 4 顧問は、理事会並びに評議員会に随時出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(監事の選任)

第12条 監事は、理事、評議員及びこの法人の職員（この法人の設置する短期大学の学長、専門学校の校長及び教員その他の職員を含む。）以外の者から評議員会の同意を得て理事長が選任する。

- 2 監事は、私立学校法第37条第3項に規定する職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員（第10条第1項第1号及び第2号に規定する理事を除く。この条中以下同じ。）の任期は4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任及び退任)

第13条の2 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3を超える議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第14条 評議員会は、19人の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会に、議長をおき、会議のつど評議員の互選で定める。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に附議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

6 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることができない。

(諮問事項)

第15条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(2) 事業計画

(3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(4) 寄附行為の変更

(5) 合併

(6) 目的たる事業の成功の不能による解散

(7) 解散（合併又は破産に因る解散を除く。）した場合における残余財産の帰属者の選定

(8) 収益を目的とする事業に関する重要事項

(9) 寄附金品の募集に関する事項

(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

(評議員の選任)

第16条 評議員は、次に掲げる者とする。

- 1 この法人の学苑長
- 2 この法人の設置する短期大学の学長及び専門学校の校長
- 3 この法人の職員のうちから、理事会において選任された者 2人
- 4 この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上のもののうちから理事会において選任された者 4人
- 5 評議員から選任された理事以外の理事 2人
- 6 この法人に関係ある学識経験者、及び功労者で理事会において選任された者 8人

2 前項第1号、第2号、第3号及び第5号に規定する評議員は、この法人の設置する学苑長短期大学の学長、専門学校の校長、職員及び理事の職を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 第1項第一号に定める学苑長、第二号に定める短期大学の学長及び専門学校の校長の職務を兼ねるときは、第13条第1項の評議員の定数1名又は2名を減ずることができるものとする。

(評議員の任期)

第17条 評議員(学苑長、この法人の設置する短期大学の学長、専門学校の校長たる評議員を除く。以下この条中同じ。)の任期は四年とする。ただし、欠員の生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第17条の2 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

第5章 資産及び会計

(資産)

第18条 この法人の資産は、次の通りとする。

(1) 別紙財産目録記載の財産

(2) 授業料、入学料及び考査料

(3) 資産から生ずる果実

(4) 収益事業から生ずる収入

(5) 寄附金品

(6) その他の収入

(資産の区分)

第19条 この法人の資産は、これをわけて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中、基本財産の部に記載する財産及び将来、基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中、運用財産の部に記載する財産及び将来、運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中、収益事業用財産の部に記載する財産及び将来、収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第20条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の業務の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事の3分の2以上の同意を得て、その一部に限り処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

第21条 運用財産のうち現金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか又は郵便貯金若しくは定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第22条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学料、考査料その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第23条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(学校会計)と、収益を目的とする事業に関する会計(事業会計)とに分つ。

(予算及び事業計画)

第24条 予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、評議員会の意見を聞いて理事会において決定する。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第25条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事の3分の2以上の同意がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第26条 決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において、監事の意見を附し評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(決算剰余金等の処分)

第27条 毎会計年度において、学校会計の決算上剰余を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

2 事業会計の収支決算上利益を生じた場合には、当該利益金は運用財産に繰入れ、この法人の設置する学校の経営のために使用するものとする。

（積立金の処分）

第28条 事業会計の積立金は、その会計年度における事業会計の収支をもって補填できることが確実な場合、又は当該会計年度の事業会計の収支決算上損失を生じた場合に限り、これを処分することができるものとする。

（収益事業理事）

第29条 事業理事は、理事長以外のうちから理事の互選で定め、この法人の収益事業に関して業務を管理する。

（収益事業の開始又は廃止）

第30条 収益事業の開始又は廃止に関する事項については、理事の3分の2以上の同意がなければならない。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第31条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び監事作成の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当の理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第6章 解 散

（解散）

第32条 この法人は、私立学校法第50条第1項第二号から第六号までに掲げる事由に因る他、理事の3分の2以上の同意及び評議員会の議決によって解散する。

2 前項の事由による解散は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 目的たる事業の成功の不能による解散は理事の3分の2以上の同意がなければならない。

4 前項の事由による解散は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（残余財産の帰属者）

第33条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、他の学校法人その他教育の事業を行う者のうちから、理事の3分の2以上の同意により選定されたものに帰属する。

（合併）

第34条 合併しようとするときは、理事の3分の2以上の同意がなければならない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第36条 この法人は、第31条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証票書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、山野学苑の掲示場に掲示して行う。

(施行の細則)

第38条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、下記の通りとする。

理事長	山 野	治 一
理 事	山 野	愛 子
理 事	寄 国	中 二
理 事	高 野	修 次
理 事	八 田	静 子
理 事	藤 元	伸 郎
監 事	水 野	敬 二
監 事	新 藤	ア イ

附 則

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日（平成3年12月20日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日（平成6年5月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日（平成7年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日（平成9年10月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日（平成10年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日（平成15年3月7日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日（平成17年3月10日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日（平成18年7月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日（平成20年12月13日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成28年2月5日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年6月14日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年7月13日）から施行する。